職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案 現 行 (休職者等の給与) 〔同左〕 第23条 [略] 第23条 〔略〕 2 法第55条の2第5項の規定により休職 2 法第55条の2第5項の規定により休職 となった職員、法第26条の6第1項の規 となった職員、育児休業法第2条第1項の 規定による育児休業中の職員(以下「育児 定による配偶者同行休業中の職員、育児休 業法第2条第1項の規定による育児休業中 休業中の職員」という。)及び公益的法人 の職員(以下「育児休業中の職員」とい 等への一般職の地方公務員の派遣等に関す う。) 及び公益的法人等への一般職の地方 る法律(平成12年法律第50号)第2条 公務員の派遣等に関する法律(平成12年 第1項の規定により派遣された職員には、 法律第50号)第2条第1項の規定により その休職、育児休業又は派遣の期間中、い 派遣された職員には、その休職、配偶者同 かなる給与も支給しない。 行休業、育児休業又は派遣の期間中、いか なる給与も支給しない。 3 〔略〕 3 [略]

付 則

この条例は、公布の日から施行する。